

第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務仕様書

大津町健康福祉部 介護保険課

1. 業務名 第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づく「第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定するものであり、その策定にあたっては、振興総合計画を上位計画とし、令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」で明らかとなった高齢者やその家族のニーズをもとに、大津町の地域性にあった目標と施策を明文化し、高齢者の健康寿命の延伸と、人生の最期まで住み慣れた地域で暮らせるような地域づくり、また幅広い年代にとっても住みよいまちづくりを可能とするような個別計画を策定することを目的としている。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）まで

4. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務計画書を作成のうえ発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、検討業務内容、業務遂行方針、業務詳細工程、打合せ計画について記載すること。

5. 業務内容

(1) 第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定

各種データの分析や国の基本指針に即した各種推計、大津町介護保険事業計画等策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）での検討結果並びに国の制度見直しを踏まえ、現状と課題を整理して、本町の特性に応じた必要な施策の提案を行い、計画案をとりまとめるものとする。

(2) 計画策定の企画・運営支援

計画策定委員会で検討する事項の必要な各種データの収集整理、各種データの分析、各種データの推計等による計画案の作成や会議支援等を実施するものとする。

(具体的な作業内容)

① 調査報告等分析業務

(ア) 各種調査の集計分析・追加分析

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（報告書有）
- ・在宅介護実態調査（菊池郡市圏域の調査報告書有）
- ・その他必要な調査

② 計画策定支援

(ア) 現状分析

- ・現計画の評価（現計画で掲げた目標と現状の評価及び課題の把握）
- ・本町における介護保険サービスの利用実態及び給付費の現状分析、基礎データ収集整理
- ・本町における課題整理

(イ) 国の指針に即した各種推計

- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用した各種推計
- ・介護予防と保健事業の一体的実施に係る KDB 等を活用した推計
- ・高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、認知症高齢者数、予防給付の対象者数、施設サービスの利用対象となる者の数、地域密着型サービスの利用対象となる者の数等の推計
- ・予防給付、施設サービス、地域密着型サービス、在宅サービス等に関する利用見込量の推計
- ・その他各種推計

(ウ) 計画骨子・原案の作成

- ・国の制度見直しを踏まえた計画骨子・計画原案を作成し、計画策定委員会での検討結果により修正を行うこと。
- ・各施策や事業の現状と課題を踏まえ、各施策や事業の方向性を設定し、目標達成のための具体的な方策について検討すること。
- ・保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の評価指標により多く該当できるような具体的な方策について検討すること。

③ 介護保険料の算定支援

- ・見える化システムを活用し、介護保険料の算定事務を支援する。

④ 計画策定委員会・事務局会議開催協力

- ・会議資料作成、議事録作成、計画策定委員会（予定４回）へのオブザーバー出席、事務局打合せ（概ね６回）への出席

⑤ パブリックコメント（意見公募）支援

- ・ホームページ掲載原稿等の作成、意見の整理、回答案の作成、意見に対する対応策の助言等を行うこと。

(3) 計画書及び概要版の作成

- ・イラストや図表等を取り入れ、高齢者に分かりやすく、親しみやすい構成・デザインとすること。
- ・計画書等の納入期限は、令和6年3月22日（金）（委託期間の末日）までとする。

6. 納入成果品

(1) 「第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」

(A4版 150頁程度 フルカラー) 200部

(2) 「第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画概要版」

(A4版 10頁程度 フルカラー) 1,000部

(3) 議事録

(4) 電子データ一式（エクセル・ワード・PDF）

7. 納入先

大津町役場 健康福祉部 介護保険課

8. 注意事項

- (1) 業務履行にあたっては、本町と綿密な協議及び連絡を取り、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。
- (2) 会議等の参加には研究員などがあたり、要請に応じて的確な助言を行うこと。
- (3) 業務のために収集し、あるいは町から提供された情報については、個人情報の保護を厳守し漏洩を防ぐとともに、業務終了後に廃棄等を行うこと。
- (4) 計画策定に伴い作成された情報の所有権は、本町に帰属する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項等については、町と速やかに協議し、その指示に従うものとする。